

●●●相談会のお知らせ●●●

～専門相談～

- 弁護士相談 毎月第2木曜日
 - 司法書士相談 毎月第4木曜日
- 時間：13時より16時まで（要予約）
場所：成年後見センターぱんじー（偶数月）
 湖南省役所東庁舎（奇数月）

大変好評で毎月1～2件のご相談をお受けしております。予約制で、ゆったりとした時間設定で、相談をお受けすることができます。ぜひ、ご活用ください。

成年後見制度 Q&A

Q. 成年後見人等の報酬は、どのようにして支払われますか？

A. 後見人等の報酬は被後見人等の財産の中から支払われますが、家庭裁判所による報酬付与の審判なしに報酬を得ることはできません。家庭裁判所は、後見人等から「報酬付与の審判の申立て」があれば、本人の資力その他の事情を考慮し、報酬付与の可否や金額を決定します。詳しくはぱんじーまでお問い合わせください。

【相談件数】平成28年4月より平成29年3月まで

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
訪問	57	47	65	43	70	34	59	71	59	33	46	60	644
来所	8	8	11	8	9	4	7	14	9	21	21	32	152
電話	84	107	95	122	100	93	120	139	106	112	153	130	1361
その他	19	25	39	20	21	23	26	30	32	32	37	35	339
計	168	187	210	193	200	154	212	254	206	198	257	257	2496

※日常相談業務および出張相談会や専門相談での相談や、会議等出先機関での相談などの件数です。

ぱんじー会員募集中！！ 当法人の目的や事業に賛同し、「ぱんじーを応援するよ」という方、

会員加入をお願いします。もちろん継続も受付中！！

正会員 個人1口 1,000円/年 団体5,000円/年

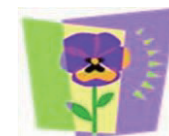
賛助会員 個人1口 500円/年 団体3,000円/年

（広報誌「ぱんじー通信」を年4回お届けします。正会員は総会での議決権あり。）

NPO法人 甲賀・湖南成年後見センター ぱんじー
〒520-3308 滋賀県甲賀市甲南町野田810 甲賀市甲南庁舎
TEL：0748-86-6161 FAX：0748-86-6199
ホームページ <http://www.pan-g.com>
E-mail：pan-g.koka-konan@iaa.itkeeper.ne.jp

ぱんじーからのお知らせをメールでご希望される方は左記のメールアドレスにお知らせください。

ぱんじー通信



H29.4月号 NO. 15

臨時総会&記念講演開催

去る平成29年3月2日（木）、サンライフ甲西・大ホールにおいて、当法人の臨時総会、及び佐藤彰一氏による記念講演を開催しました。当日は多くの方にご出席いただき誠にありがとうございました。

臨時総会では、法人後見の受任を可能とする体制づくりの一環として、以下のとおり「定款変更」を議案として提案し、提案どおり会員のみなさまに承認をいただきました。

ぱんじー定款・変更前	ぱんじー定款・変更後
<p>第3条 この法人は、高齢者・障がい者等と地域住民に対して、成年後見に関する相談業務を行うとともに、成年後見制度に関する普及・啓発や各種の成年後見に関する支援を行い、もって誰もが安心して生活できる社会づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p>(1) 権利擁護、成年後見に関する相談事業 (2) 権利擁護、成年後見に関する普及・啓発・研修事業 (3) 権利擁護、成年後見に関する事務の提供 (4) 市民後見人の養成及び支援 (5) その他これらに付随する事業</p>	<p>第3条 この法人は、高齢者・障がい者等の権利擁護及び成年後見制度に関する業務を行うことにより、誰もが安心して生活できる地域づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p>(1) 権利擁護、成年後見に関する相談事業 (2) 権利擁護、成年後見に関する普及・啓発・研修事業 (3) 権利擁護、成年後見に関する事務の提供 (4) <u>成年後見人等の受任に関する事業</u> (5) <u>市民後見人の養成及び支援</u> (6) <u>その他これらに付随する事業</u></p>

なお、承認いただきました定款変更につきましては、所轄庁である滋賀県知事による認証がなされ次第、変更登記を申請・完了する予定です。

また、臨時総会に先立ち、同ホールにおいて、全国権利擁護支援ネットワーク代表である佐藤彰一氏（國學院大学教授・弁護士）による講演「権利擁護と意思決定支援」を開催いたしました。NHK・Eテレへの出演など全国的に活躍されている佐藤氏による講演であり、当日は会場を埋め尽くすほど、多くの方が聴講にいられました。



佐藤氏は、歌舞伎などで見られる「黒子」「黒衣」といった、分かりやすい例を挙げながら、代行決定と意思決定支援の違いなどを解説し、自立型権利擁護の重要性を訴えられました。聴講した方からは、「意思決定支援について、わかりやすく説明していただいた」「『悩むのが当然』というお話に救われた思いです」などの声が聞かれました。日々の権利擁護に携わる中で、基本に立ち返ることの大切さにあらためて気づくことができ、大変有意義な講演だったと思います。